

## 広島県告示第六百二十三号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によつて、令和四年七月二十九日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和四年八月十五日

広島県知事 湯崎英彦

所 在 地	特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称
広島県福山市	泊繩下池（別表一のとおり）

別表一は、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。